

提出期限
令和8年2月2日(月)

固定資産税の対象となる償却資産（土地や家屋以外の事業用資産）を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況について申告が必要です（地方税法第383条）。

■申告が必要な方

令和8年1月1日現在、小樽市内に償却資産を所有している方です。
前年中に資産の増減がない場合や休業、廃業・解散等の場合も必ず申告をしてください。

■提出先・問合せ先

申告用紙が複写式から単票に変更となりました（申告用紙は提出用のみとなります）。
申告書類の控えが必要な方は、提出前に「提出用のコピー」を御用意ください。
提出書類や記入方法については、別紙「償却資産の申告方法・記入例」を御確認ください。

小樽市財政部資産税課 償却資産係 [別館2階 24番窓口]
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
TEL：0134-32-4111 [内線246] FAX：0134-22-5354

償却資産（固定資産税）について

1 償却資産とは

償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。
現在、使用中の資産のほか、事業用として使用することができる状態にある資産も申告の対象となります。

＜申告の対象となる資産＞	＜申告の対象とならない資産＞
<ul style="list-style-type: none"> ・税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産 ・建設仮勘定で経理されている資産 ・償却済資産（残存価格に達した資産） ・簿外資産（帳簿に記載されていない資産） ・遊休資産、未稼働資産 ・改良費（改良を加えられた資産（本体）と区分する） ・リース資産（2ページ「3 リース資産の取扱い」を参照） ・小樽市が主たる定置場となっている資産（ヨット、モーターボート、建設機械等の移動資産等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ・無形固定資産（ソフトウェア、特許権等） ・繰延資産（開業費、開発費等） ・棚卸資産（商品、貯蔵品等） ・生物（ただし、鑑賞・興行用の生物は申告対象） ・少額資産（2ページ「2 少額資産の取扱い」を参照） ・リース資産（平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、売買扱いとするファイナンス・リース資産で、取得価額が20万円未満のもの）

■償却資産の種類

資産の種類			主な償却資産
第1種	構築物	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、電気設備、給排水設備、ガス設備、内装・内部造作等
		構築物	看板（広告塔等）、緑化施設等の外構工事、庭園、舗装路面、門、塀、外灯等
第2種	機械及び装置		食品処理加工機械、印刷・製本機械、土木・建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号「0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ」）、各種産業用機械及び設備等
第3種	船	舶	漁船、遊覧船、タンカー、ヨット、モーターボート、客船等
第4種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具		フォークリフト、大型特殊自動車（分類番号「9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ」）等 ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く
第6種	工具、器具及び備品		測定・切削工具、事務机・いす、棚、ルームエアコン、冷蔵庫、パソコン、レジスター、看板（ネオンサイン等）、理容・美容機器、医療機器、自動販売機、除雪機等

2 少額資産の取扱い

取得価額が少額の資産は、税務会計上（法人税・所得税）の償却方法により、その取扱いが異なります。なお、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用資産（取得価額が30万円未満）については、償却資産の申告対象となります。

	取得時期	取得価額	国税（法人税・所得税）	償却資産（固定資産税）
個人	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費に算入	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却※ ¹	申告対象外
			減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象	
法人	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入※ ²	申告対象外
			3年間一括償却※ ¹	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却※ ¹	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

※1 3年間で損金（必要経費）算入可。[法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項]

※2 使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満の資産は、一時に損金（必要経費）算入可。[法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項]

3 リース資産の取扱い

リース資産は、リース取引の形態により申告者が異なります。

リース取引の形態		国税（法人税・所得税）	償却資産（固定資産税）
ファイナンス・リース リース会社が、企業等の必要な資産を代わりに購入・賃貸し、リース中にリース料の形で購入代価、金利等を回収する取引	所有権移転 リース期間後に資産が借主の所有となるもの等	借主（使用者）	借主（使用者）
	所有権移転外 リース期間後に貸主が資産を回収するもの（所有権移転以外のもの）	借主（使用者）	貸主（リース会社等）※
オペレーティング・リース ファイナンス・リース以外のすべての取引		貸主（リース会社等）	貸主（リース会社等）

※平成20年4月1日以降に契約締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産は、税務会計上（法人税・所得税）は売買取引として取り扱うよう変更されていますが、償却資産においては従来どおり貸主の申告となります。

4 国税（法人税・所得税）との主な違い

項目	国税（法人税・所得税）	償却資産（固定資産税）
償却計算の期間	事業年度	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制 (建物、建物附属設備、構築物は定額法)	定率法 (固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
耐用年数の短縮	認められます	認められます※ ¹
増加償却	認められます	認められます※ ²
圧縮記帳	認められます	認められません※ ³
特別償却・割増償却	認められます	認められません※ ⁴
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

※1 耐用年数の短縮を適用した資産がある場合は、「国税局長の承認通知書」の写しを申告書に添付してください。

※2 増加償却を適用した資産がある場合は、「税務署長への届出書」の写しを申告書に添付してください。

※3 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

※4 特別償却及び割増償却の制度は認められていませんので、償却前の取得価額を記入してください。

5 家屋と償却資産の区分

自己所有家屋の建築設備等は、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。

なお、家屋の所有者と異なる者（貸ビルのテナント等）が、事業のために取り付けした内装・内部造作、建築設備等は、テナントの方の償却資産として取り扱います。当該設備は、テナントの方が申告してください。

設備の種類	設備の分類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
電気設備	受変電設備		設備一式（配線・配管等を含む）
	予備電源設備		蓄電池・発電機等の設備一式
	動力配線設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備※
	照明設備	屋内設備（白熱灯用器具等）	屋外設備（外灯、配線・配管等）
	電気引込設備		屋外引込工事等一式
	電灯コンセント設備	屋内設備一式（電灯、分電盤、配線・配管等）	屋外設備一式
	電話等設備	配線・配管等	電話機・交換機、LAN 設備一式
	拡声放送設備	配線・配管等	スピーカー、マイク、アンプ等の機器
	自動車管制装置	屋内設備一式（感知器、配線・配管等）	屋外設備一式（料金精算機、カーゲート、駐車機械設備一式等）
	その他設備		中央監視制御設備一式（監視盤、センサー等）、POS システム（機器、配線・配管）
給排水衛生設備	水源		井戸
	給排水設備	屋内設備一式（配管等）、高架水槽、圧力水槽、受水槽、受水タンク等	屋外設備一式（配管、洗車用、ろ過装置等）、独立給水塔、特定の生産又は業務用設備※
	衛生設備	設備（便器、洗面台等）	
給湯・ガス設備	給湯設備	給湯設備一式（浴室、キッチン、洗面所等への給湯）	給湯器一式（流し台等と一対のもの）
	ガス設備	屋内配管、バルブ、カラン、排気筒	屋外設備、屋外供給本管、メーター、特定の生産又は業務用設備※
防災設備	消火・消防設備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等	屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、消火器、避難器具（緩降機、避難梯子）等
	火災報知等設備	火災報知装置、非常通報装置設備一式等	回転灯、ガス警報器等
	避雷設備	家屋と一体となっている設備	独立した避雷設備
空調設備	空調設備	埋め込み式エアコン、右記以外の設備	ルームエアコン（壁掛型、ウインド型）、FF ストープ、特定の生産又は業務用設備※
	換気設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備※
その他の設備等	運搬設備	気送管設備、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	気送子、倉庫等の荷物搬送設備（垂直搬送機、工場用ベルトコンベアー）等
	厨房設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じるサービス設備（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院等）
	洗濯設備		
	その他の設備	自動扉など容易に取り外せないもの	工場等の焼却炉設備・煙突、冷凍倉庫等の冷蔵・冷凍設備、屋外融雪設備、可動間仕切り、集合郵便受、夜間金庫、自転車置場、ゴミ置場、ATM 等

※特定の生産又は業務用設備とは、特定の生産活動を行うために必要な動力配線・配管、給排水配管、給排気設備、ボイラー、照明設備等（工場の製造用機械を動かすための動力配線設備、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、大型コンピューターの冷却用空調設備等）をいいます。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

償却資産の評価と課税について

1 納税義務者

賦課期日（令和8年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者になります。

2 評価額

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、各資産の評価額を算出します。

評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額（最低限度）となります。

- ・前年中の取得資産 $\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率} (1 - r / 2)^{*}$
- ・前年前の取得資産 $\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率} (1 - r)$

※前年中の取得資産の減価残存率は、取得月にかかわらず減価率（r）の1/2（半年分）として算出します。

■減価残存率表

耐用年数	減価率（r）	減価残存率		耐用年数	減価率（r）	減価残存率		耐用年数	減価率（r）	減価残存率	
		前年中取得（1-r/2）	前年前取得（1-r）			前年中取得（1-r/2）	前年前取得（1-r）			前年中取得（1-r/2）	前年前取得（1-r）
-				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

3 課税標準額・免税点

各資産の評価額の合計が課税標準額となります。課税標準の特例の適用資産がある場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じた後の額を基に算出します（地方税法第349条の3、同法附則第15条、第64条）。

課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、**150万円未満であっても申告は必要です。**

4 税額・納期

$$\text{税額 (100円未満切捨)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切捨)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

税額は、通常年4回に分けて納めていただきます。

納期は、4月に送付する納税通知書に記載しています。

その他・注意事項

■申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

- ・正当な理由がなく申告されない場合は、10万円以下の過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります（地方税法第386条、小樽市税条例第53条）。
- ・虚偽の申告をされた場合には、罰金を科せられることがあります（地方税法第385条）。

■調査協力をお願い

- ・申告内容が適正であることを確認するために、電話での問合せや資料の提供依頼、実地調査等を行っておりますので、御協力をお願いします（地方税法第353条、第408条）。

■過年度への遡及等について

- ・調査等に伴い、申告内容の誤りや申告漏れが判明した場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合は、過年度（原則、最大5年度分）まで遡及することがあります（地方税法第17条の5第5項）。
- ・過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので御留意ください。